

姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱

平成18年 9月29日制定
平成19年 3月27日改正
平成19年 3月30日改正
平成19年 6月29日改正
平成20年 3月31日改正
平成20年 6月27日改正
平成20年 9月30日改正
平成21年 3月31日改正
平成21年 7月 1日改正
平成22年 4月 1日改正
平成23年 3月24日改正
平成23年 9月26日改正
平成24年 3月26日改正
平成24年 6月29日改正
平成25年 3月29日改正
平成26年 3月31日改正
平成27年 3月31日改正
平成27年12月28日改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 地域生活支援給付事業（第4条－第23条）
- 第3章 日常生活用具費給付事業（第24条）
- 第4章 生活支援費用給付事業（第25条－第28条）
- 第5章 その他地域生活支援事業（第29条－第32条）
- 第6章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるものとする。

(事業の種類等)

第3条 本市が実施する地域生活支援事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業 福祉まつり開催日（11月3日）から障害者週間最終日（12月9日）までの間を障害者週間関連期間と位置付け、障害者週間事業として講演会、イベント等の啓発事業を実施する事業をいう。
- (2) 自発的活動支援事業 家族等支援事業として障害者等が地域で安心して生活するために、障害者等及びその家族等が、お互いの悩みを共有し、又は情報の交換を行う交流活動を支援する事業をいう。
- (3) 相談支援事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 障害者相談支援事業 障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のために必要な援助を行う事業をいう。
 - イ 基幹相談支援センター等機能強化事業 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業をいう。
- (4) 成年後見制度利用支援事業 障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の

利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る事業をいう。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備、法人後見活動の支援等をもって、障害者の権利擁護を図る事業をいう。

(6) 意思疎通支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 意思疎通支援者派遣事業 次に掲げる事業をいう。

(ア) 手話通訳者派遣事業 外出する時に適当な付き添いが得られない満18歳以上の聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対して、意思疎通の円滑化を図るため、次のaからcまでに掲げるいずれかの資格を有する者を派遣する事業をいう。

a 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

b ひょうご通訳センター事業実施要領（平成21年4月1日制定。以下「実施要領」という。）に基づき、ひょうご通訳センターに登録されている手話通訳者

c 身体障害者の福祉に理解と熱意があり、手話技術を有する者として市長の登録を受けた者

(イ) 要約筆記者派遣事業 外出する時に適当な付き添いが得られない満18歳以上の手話又は口話を理解できない聴覚障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るため、次のaまたはbの資格を有する者を派遣する事業をいう。

a 事業実施に基づき、ひょうご通訳センターに登録されている要約筆記者

b 身体障害者の福祉に理解と熱意があり、要約筆記技術を有する者として市長の登録を受けた者

(ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 外出する時に適当な付き添いが得られない盲ろう者に対して、自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員（実施要領に基づき、ひ

ようご通訳センターに登録されている者等)を派遣する事業をいう。

イ 手話通訳設置事業 市役所を訪れる聴覚障害者等の意思疎通を図るために、市役所に手話技術を有する者として市長の登録を受けた者を配置する事業をいう。

(7) 日常生活用具費給付事業 障害者等に対して、別表第1及び別表第1の2種目の欄に掲げる用具(以下「日常生活用具」という。)の購入又は借受けに要する費用について、日常生活用具費を給付する事業をいう。

(8) 意思疎通支援者養成研修事業 次に掲げる事業をいう。

ア 手話通訳者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する事業をいう。

イ 手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業をいう。

ウ 要約筆記者養成研修事業 身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する事業をいう。

エ 要約筆記奉仕員養成研修事業 聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される日常生活程度の要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修する事業をいう。

オ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する事業をいう。

(9) 移動支援事業 姫路市障害福祉地域生活支援事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成20年1月25日制定)第5条第1項各号に定める者が、全身性障害児(者)(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級に該当する障害児(者)であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害児(者)をいう。)、知的障害児(者)又は精神障害児(者)に対して、外出(社会生活上必要不可欠な外出

及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）をいう。）のための支援を行う事業をいう。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化する事業をいう。

(11) 日常生活支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 福祉ホーム事業 現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業をいう。

イ 訪問入浴サービス事業 身体障害者であって、常時臥床の状態にあり、医師が入浴可能と認めたもの（介護保険法（平成9年法律第123号）第27条及び第32条の規定により、要介護又は要支援の認定を受けた者を除く。）又は成人と同様の体格であって、居宅介護等他のサービスを利用しての入浴が困難な身体障害児に対して、その居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う事業をいう。

ウ 宿泊訓練事業 知的障害者の自立生活を助長するための宿泊による生活訓練を行う事業をいう。

エ 日中一時支援事業 次に掲げる事業をいう。

(ア) 日中短期入所事業 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への日中の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に日中の入所をさせ、排せつ、食事の介護等の便宜を供与する事業をいう。

(イ) タイムケア事業 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に在籍する障害者等又は障害者等に準ずる者として市長が認める者であって、疾病等のため入院加療の必要な者、感染性疾患を有し、他の者に感染さ

せるおそれのある者又は法第28条に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を受けている者のいずれにも該当しないものに対して、障害福祉サービスを行う事業所、小学校等の余裕教室等において、日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う事業をいう。

オ 自立促進等事業 市内の民間社会福祉施設における施設利用者の処遇向上を図るため、自立促進・専門機能強化・防災機能強化事業を支援する事業をいう。

カ ろうあ相談室設置事業 ろうあ者の各種相談に応じるろうあ相談員を設置する事業をいう。

キ 小規模通所施設支援事業 経営基盤の脆弱な小規模通所施設（利用者がおおむね10人程度の小規模の通所施設をいう。）間のネットワークを強化し、施設の職員の能力の向上や経営の安定のための支援等を行う事業をいう。

(12) 社会参加支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア レクリエーション活動等支援事業 障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、レクリエーション教室及び大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う事業をいう。

イ 文化芸術活動振興事業 障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境整備及び支援を行う事業をいう。

ウ 点字・声の広報等発行事業 文字による情報入手が困難な障害者等に対し、点訳、音声訳その他障害者等に分かりやすい方法により、市等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活を行う上で必要度の高い情報等を定期的又は必要に応じて適宜、提供する事業をいう。

エ 自動車運転免許取得・改造助成事業 次に掲げる事業をいう。

(ア) 自動車運転免許取得費給付事業 次のaからeまでのいずれにも該当する身体障害者のうち自動車運転免許取得後1月以内に、取得した自動車運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し及び道路交通法（昭和35年法律第10

5号) 第99条第1項に規定する指定自動車教習所(以下「教習所」という。)が発行した当該運転免許に係る領収書を添えて、自動車運転免許取得費の支給の申請をしたものに対して、自動車運転免許の取得に直接要した費用の一部を給付する事業をいう。

- a 市内に住所を有し、かつ、1年以上居住している者
- b 自動車を使用することにより就業の安定、生活の向上、行動範囲の拡大等に実効があると認められる者
- c 身体障害者手帳の交付日以降に教習所において技能を取得し、第1種普通自動車運転免許を取得した者
- d 自動車運転免許の取得に要した経費を身体障害者自らの負担において教習所に支払った者
- e 過去において、兵庫県の身体障害者自動車運転免許取得費助成金交付事業による助成又は本事業による支給を受けていない者

(イ) 自動車改造費給付事業 次のaからcまでのいずれにも該当する身体障害者のうち総排気量が2.5リットルを超えない道路交通法第3条に規定する自動車(自動二輪車を除く。)の操向装置、駆動装置等の一部改造(以下「自動車改造」という。)を行った後1月以内に、自動車運転免許証の写し、身体障害者手帳の写し、改造自動車等審査結果通知書(構造等変更検査を受けた場合に限る。)、自動車改造に係る見積書及び領収書並びに自動車改造後の写真(自動車の番号票及び自動車改造をした部分が写っているもの)を添えて、自動車改造費の支給の申請をしたものに対して、自動車改造に要した費用の一部を給付する事業をいう。

- a 支給の申請を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないこと。
- b 就労等のため、自らが所有し運転する自動車の自動車改造をする必要があること。
- c 過去5年間において、姫路市身体障害者用自動車改造費助成事業による

助成又は本事業による支給を受けていない者

オ 知的障害者・障害児社会参加助成事業 知的障害者及び障害児に係る社会参加の機会やその充実及び社会参加等における介助者の確保等を図り、知的障害者及び障害児の積極的な社会参加や余暇活動等を促進するため、知的障害者及び障害児の社会活動等の支援活動を実施している団体等に対して、当該活動に要する費用の全部又は一部を補助する事業をいう。

カ リフトバス利用者助成事業 重度肢体不自由者等の団体が社会見学又はレクリエーション等の社会活動をするために道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う事業者が提供する身体障害者用昇降リフト付貸切自動車を利用した場合に当該利用経費の一部を助成する事業をいう。

キ 障害者ガイドマップ作成事業 障害者等の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、障害者ガイドマップを作成する事業をいう。

(13) 権利擁護支援事業

障害者虐待防止対策支援事業 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る事業をいう。

(14) 就業・就労支援事業 次に掲げる事業をいう。

ア 知的障害者職親委託事業 知的障害者を職親（知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人をいう。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進及び職場における定着性を高める事業をいう。

イ 就業促進・安定化事業 障害者の職業生活における自立並びにその雇用の促進及び安定を図り、地域における障害者の雇用の推進に寄与するために、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対して、指導、助言その他の支援を行う事業をいう。

ウ 就労支援・活力創出事業 障害者の社会的自立を促進するため、社会資源の

有効活用等による就労・雇用支援の充実を図り、併せて就労支援員の知識・技能向上を目指す事業をいう。

第2章 地域生活支援給付事業

(地域生活支援給付)

第4条 地域生活支援給付は、手話通訳者派遣事業給付費、要約筆記者派遣事業給付費、移動支援事業給付費、地域活動支援センター機能強化事業給付費、福祉ホーム事業給付費、訪問入浴サービス事業給付費、日中短期入所事業給付費及びタイムケア事業給付費（以下これらを「地域生活支援事業 給付費」という。）の支給とする。

(不正利得の徴収)

第5条 市長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援給付を受けた者がいるときは、その者から、その地域生活支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、第12条第1項に規定する指定地域生活支援サービス事業者が、偽りその他不正の行為により地域生活支援事業給付費の支給を受けたときは、当該事業者に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(報告等)

第6条 市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支給の申請)

第7条 地域生活支援事業給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、次に掲げる事項を記載した地域生活支援事業給付費支給申請書兼利用者負担額

減額・免除等申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先
 - (2) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び当該障害児の保護者との続柄
 - (3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況
 - (4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況
 - (5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいい、同条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を利用している場合には、その利用の状況
 - (6) 当該申請に係る地域生活支援事業の具体的内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- (1) 第12条第4項に規定する負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類
 - (2) 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に介護給付費等の支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証
- 3 第1項に規定する支給の申請は、原則として支給決定を受けようとする日の45日前まで（支給の期間の満了に伴う申請にあつては、原則として支給を受けようとする日の75日前から45日前までの間）に行うものとする。
- 4 第1項の規定による申請内容の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した受給者

証記載項変更届出書によるものとする。

- (1) 当該届出を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- (2) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び個人番号
- (3) 当該申請に係る障害者等に関する変更事項及び異動年月日
(支給の決定)

第8条 市長は、地域生活支援事業給付費の支給の要否の決定に当たっては、次に掲げる事項を原則として申請者本人から聴取することにより把握するものとする。

- (1) 当該申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- (3) 前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項
- (4) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- (5) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の地域生活支援事業により提供されるサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）の利用に関する意向の具体的内容
- (6) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- (7) 当該申請に係る地域生活支援サービスの提供体制の整備の状況

2 市長は、前項の支給の要否の決定に当たっては、あらかじめ、申請者に対して収入等申告書を提出するよう求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により把握した事項及び前項の規定により提出された書類の内容を総合的に勘案の上、地域生活支援事業給付費の支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し地域生活支援事業給付費の支給の決定を行い、その旨を当該申請者に地域生活支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により通知し、地域生活支援事業給付費の支給を行うことが不適切であると認めるときは、申請者に対し地域生活支援事業給付費の不支給の決定を

行い、その旨を当該申請者に不支給決定通知書により通知するものとする。

4 前条の申請に対する決定は、当該申請のあった日から45日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る障害者等の状況の調査に日時を要する等特別の理由がある場合には、当該申請のあった日から45日以内に、当該障害者等に対し、当該申請に対する決定をするためになお要する期間及びその理由を地域生活支援事業給付費支給等決定遅延等通知書により通知し、これを延期することができる。

5 市長は、第3項の規定により支給を行う旨の決定（以下「支給決定」という。）を行う場合には、地域生活支援給付の種類ごとに1月間において地域生活支援事業給付費を支給する地域生活支援サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

6 市長は、支給決定を行ったときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

- (1) 支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
- (2) 当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び生年月日
- (3) 交付の年月日及び受給者証番号
- (4) 支給量
- (5) 支給決定の有効期間
- (6) 負担上限月額に関する事項
- (7) その他必要な事項

7 市長は、前項の規定による受給者証を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、受給者証を交付しなければならない。

8 前項の規定による受給者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した受給者証再交付申請書により行うものとする。

- (1) 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

(2) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名、
生年月日及び個人番号

(3) 申請の理由

9 前項の場合において、受給者証を破り、又は汚したときは、同項の申請書に、当該受給者証を添えなければならない。

10 受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市に返還しなければならない。

(支給決定の有効期間)

第9条 支給決定は、3年内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

第10条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、次に掲げる事項を記載した地域生活支援事業給付費支給量変更申請書兼区分変更申請書を提出することにより、市長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

(1) 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

(2) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名、生年月日、個人番号及び支給決定障害者等との続柄

(3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

(4) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合には、当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費及び障害児通所給付費の受給の状況

(5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

(6) 当該申請に係る地域生活支援サービスの具体的内容

(7) 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となった事由

(8) その他必要な事項

2 市長は、前項の申請又は職権により、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長

は、次に掲げる事項を記載した地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書により支給決定障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

- (1) 本項の規定により支給決定の変更の決定を行った旨
- (2) 受給者証を提出する必要がある旨
- (3) 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の支給決定障害者等の受給者証が既に市長に提出されているときは、市長は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市長は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

5 市長は第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認められるときは、区分の変更の認定を行うことができる。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定に係る障害者等が、次条第1項に規定する指定地域生活支援サービスを受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した支給決定取消通知書により支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるものとする。

- (1) 前項の規定に基づき支給決定の取消しを行った旨
- (2) 受給者証を返還する必要がある旨
- (3) 受給者証の返還先及び返還期限

3 前項の場合において、受給者証が既に提出されているときは、市長は、同項の規

定にかかわらず、同項の通知に同項第2号及び第3号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 第2項の規定による受給者証の返還の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した受給者証返還届出書によるものとする。

- (1) 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- (2) 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名及び、生年月日
- (3) 受給者証の返還事由及び返還事由発生日
(地域生活支援事業給付費)

第12条 市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、市長が指定する地域生活支援サービスを行う者（以下「指定地域生活支援サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域生活支援サービス（以下「指定地域生活支援サービス」という。）を受けたときは、毎月、当該支給決定障害者等に対し、当該指定地域生活支援サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち、次の各号に掲げる地域生活支援事業の種類に応じ、当該各号に定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、地域生活支援事業給付費を支給する。

(1) 福祉ホーム事業 次に掲げる費用

ア 食材料費

イ 家賃

ウ 光熱水費

エ 日用品費

オ その他福祉ホーム事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 日中短期入所事業 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 日用品費

エ その他日中短期入所事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(3) タイムケア事業 次に掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 光熱水費

ウ 日用品費

エ その他タイムケア事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 指定地域生活支援サービスを受けようとする支給決定障害者等は、その都度、指定地域生活支援サービス事業者に受給者証を提示して当該指定地域生活支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域生活支援給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第32条に規定する特別の事情があると認められる場合の地域生活支援給付費の額は、第1号に掲げる額から、特別の事情を斟酌して市長が決定する額を控除して得た額とし、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、第1号に掲げる額とする。

(1) 同一の月に受けた指定地域生活支援サービス等について、地域生活支援サービスの種類ごとに指定地域生活支援サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、別表第2に定める基準により算定した費用の額（その額が現当該指定地域生活支援サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定地域生活支援サービス等に要した費用の額）を合計した額

(2) 次のアからエまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める

額（当該各号に定める額が前号に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

ア イからエまでに掲げる者以外の者 37,200円

イ 支給決定障害者等のうち、福祉ホーム事業に係る支給決定を受けた者以外の者（第8条第3項の支給の決定を受けた障害者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定地域生活支援サービスのあつた月の属する年度（指定地域生活支援サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額を合算した額（同法附則第5条の4第6項その他厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）が16万円未満であるもの（エに掲げる者を除く。） 9,300円

ウ 支給決定障害者等のうち、福祉ホーム事業に係る支給決定を受けた者以外の者（第8条第3項の支給の決定を受けた障害児の保護者に限る。）であつて、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定地域生活支援サービスのあつた月の属する年度（指定地域生活支援サービスのあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの（イ及びエに掲げる者を除く。） 4,600円

エ 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（第8条第6項の規定により同条第5項に規定する支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定地域生活支援サービスのあつた月の属する年度（指定地域生活支援サービスのあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第24条第

1 項を除き、以下同じ。) を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定地域生活支援サービスのあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ)若しくは要保護者(同条第2項に規定するよう保護者をいう。以下同じ。)である場合における当該支給決定障害者等 零

- 4 支給決定障害者等が指定地域生活支援サービス事業者から指定地域生活支援サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該指定地域生活支援サービス事業者を支払うべき当該指定地域生活支援サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、地域生活支援事業給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定地域生活支援サービス事業者を支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援事業給付費の支給があったものとみなす。

(地域生活支援事業給付費の請求及び支払期日)

第13条 指定地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援事業給付費の請求を行うときは、指定地域生活支援サービスの事業を行う事業所ごとに、地域生活支援事業給付費等請求書及び地域生活支援事業給付費明細書に、地域生活支援サービスの種類に応じ、意思疎通支援提供実績記録票、移動支援提供実績記録票、地域活動支援センター(I型)提供実績記録票、地域活動支援センター(II型)提供実績記録票、地域活動支援センター(III型)提供実績記録票、福祉ホーム提供実績記録票、訪問入浴サービス提供実績記録票、日中短期入所提供実績記録票又はタイムケア提供実績記録票を添えて、当該地域生活支援サービスを提供した月の翌月の10日までに、市長に対し請求するものとする。

- 2 支給決定を受けた利用者から利用者負担上限額管理の依頼を受けた指定地域生活支援サービス事業者は、前項の規定により地域生活支援事業給付費の請求を行うと

きは、当該利用者に係る利用者負担上限額管理結果票及び利用者負担額一覧表を添えて行うものとする。

- 3 市長は、第1項の請求があった場合には、原則として当該地域生活支援サービスを提供した月の翌々月の末日までに地域生活支援事業給付費を支払うものとする。
(高額地域生活支援サービス費)

第13条の2 市長は、支給決定障害者等が同一の月に受けた地域生活支援サービス及び児童福祉法第21条の5の3に規定する障害児通所支援に要した費用の合計額から当該費用につき支給された地域生活支援給付費及び障害児通所給付費の額を控除して得た額が、前条第3項第2号のアからエまでに規定する額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、当該超える額を高額地域生活支援サービス費として支給する。

- 2 前項の規定により支給を受けようとする者は、高額地域生活支援サービス費支給申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、高額地域生活支援サービス費の支給の可否を決定し、支給額等について当該請求を行った者に通知するものとする。

(指定地域生活支援サービス事業者の指定)

第14条 第12条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定は、地域生活支援サービスを行う者の申請により、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに行う。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域生活支援サービス事業者の指定をしてはならない。
 - (1) 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市長が定める基準を満たしていないとき。
 - (2) 申請者が、市長が定める基準に従って適正な地域生活支援サービスの運営をすることができないと認められるとき。
 - (3) 申請者が、禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、法その他次に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ア 児童福祉法

イ 身体障害者福祉法

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

カ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

キ 介護保険法

ク 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）

ケ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

コ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

サ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

シ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

ス 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

セ 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

ソ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定

タ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規

定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

- (5) 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該取消しの日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (6) 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービス、障害児通所支援又は地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (7) 申請者が、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けている法人その他の団体又は姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第3号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 第1項の規定による申請は、指定地域生活支援サービス事業所指定申請書に必要な書類を添えて行うものとする。

4 市長は、前項の規定により提出された書類の内容を総合的に勘案の上、地域生活支援サービス事業者の指定を行うことが適切であると認めるときは、当該地域生活支援サービス事業者に対し指定の決定を行い、その旨を当該地域生活支援サービス事業者に対し指定地域生活支援サービス事業所指定通知書により通知するものとする。

（指定地域生活支援サービス事業者の指定の変更）

第15条 指定地域生活支援サービス事業者は、前条第1項の指定に係る地域生活支

援サービスの種類又は当該指定に係る入所定員を変更しようとするときは、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、当該指定地域生活支援サービス事業者に係る同項の指定の変更を申請することができる。

(指定の更新)

第16条 第14条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(指定地域生活支援サービス事業者の責務)

第17条 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、地域生活支援サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、その提供する地域生活支援サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域生活支援サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定地域生活支援サービス事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この要綱を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定地域生活支援サービスの事業の基準)

第18条 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成24年姫路市条例第65号）及び姫路市福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年姫

路市条例第66号) (以下これらを「運営基準」という。) に定めるもののほか、市長が定める基準に従い、当該指定地域生活支援サービスに従事する従業者及び必要な設備を有しなければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、運営基準に定めるもののほか、市長が定める基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(変更の届出等)

第19条 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、指定地域生活支援サービス事業所変更届出書により、又は休止した当該指定地域生活支援サービスの事業を再開したときは、指定地域生活支援サービス事業所事業(廃止・休止・再開)届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定地域生活支援サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、指定地域生活支援サービス事業所事業(廃止・休止・再開)届出書により、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第20条 指定地域生活支援サービス事業者は、指定地域生活支援サービスの利用に係る契約をしたとき、又は、契約内容に変更が生じたときは、契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書により遅滞無く市長に報告を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、指定地域生活支援サービス事業者若しくは指定地域生活支援サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域生活支援事業サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、指定地域生活支援事業サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定地域生活支援サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域生活支援サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(勧告等)

第21条 市長は、指定地域生活支援サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について市長が定める基準に適合しておらず、又は市長が定める指定地域生活支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域生活支援サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定地域生活支援サービス事業者に対し、期限を定めて、市長が定める基準を遵守し、又は市長が定める基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域生活支援サービス事業者等が、前項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(指定の取消し等)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域生活支援サービス事業者に係る第14条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定地域生活支援サービス事業者が、第14条第2項第3号、第4号、第7号、第8号又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定地域生活支援サービス事業者が、第17条第3項の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 指定地域生活支援サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について市長が定める基準を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定地域生活支援サービス事業者が、市長が定める基準に従って適正な指定地域生活支援サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 地域生活支援事業給付費、介護給付費若しくは訓練等給付費又、療養介護医療費又は障害児通所給付費の請求に関し不正があったとき。
- (6) 指定地域生活支援サービス事業者が、第20条の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告を

したとき。

- (7) 指定地域生活支援サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第20条の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域生活支援サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (8) 指定地域生活支援サービス事業者が、不正の手段により第14条第1項の指定を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域生活支援サービス事業者が、法その他次に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - イ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
 - ウ 第14条第2項第4号に掲げる法律
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域生活支援サービス事業者が、地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (11) 指定地域生活支援サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (12) 指定地域生活支援サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(公示)

第23条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第14条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定をしたとき。
- (2) 第19条第2項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

(3) 前条の規定により指定地域生活支援サービス事業者の指定を取り消したとき。

第3章 日常生活用具費給付事業

(日常生活用具費給付)

第24条 市長は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が日常生活用具の購入又は借受けを必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「日常生活用具費支給対象障害者等」という。）に対し、日常生活用具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。）のうちいずれかの者について、日常生活用具の購入又は借受けのあった月の属する年度（日常生活用具の購入又は借受けのあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に掲げる市町村民税の所得割の額が46万円以上であるときは、この限りでない。

2 日常生活用具費の額は、1月につき、同一の月に購入又は借受けた日常生活用具について、日常生活用具の購入又は借受けに通常要する費用の額を勘案して別表第1又は別表第1の2に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該次の各号で定める額が基準額を合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 市町村民税世帯非課税者（日常生活用具費支給対象障害者等及び当該日常生活用具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（障害者にあっては、その配偶者に限る。）が日常生活用具の購入又は借受けのあった月の属する年度（日常生活用具の購入又は借受けのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定め

るところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該日常生活用具費支給対象障害者等をいう。) 又は日常生活用具費支給対象障害者等及び当該日常生活用具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が日常生活用具の購入若しくは借受けのあった月において被保護者若しくは要保護者である者 零

- 3 第1項の規定による申請は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書によるものとする。
- 4 第1項の規定により、日常生活用具費の支給を決定したときは、市長は日常生活用具費給付決定通知書及び日常生活用具費給付券又は住宅改修費給付決定通知書及び住宅改修費給付券を交付するものとし、却下することを決定したときは、日常生活用具費却下通知書又は住宅改修費却下通知書により申請者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定により、日常生活用具費又は住宅改修費給付の支給を決定したときは、市長は、日常生活用具業者決定通知書又は住宅改修業者決定通知書により、日常生活用具の製作若しくは販売を業とする者に通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の支給の要否の決定に当たっては、あらかじめ、申請者に対して収入等申告書を提出するよう求めることができる。
- 7 市長は、日常生活用具費の給付の状況を明確にするために、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

第4章 生活支援費用給付事業

(生活支援費用給付)

第25条 生活支援費用給付は、自動車運転免許取得費及び自動車改造費（以下「生活支援費用」という。）の支給とする。

(支給の申請)

第26条 生活支援費用の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 自動車運転免許取得費及び自動車改造費における第1項の規定による申請は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に自動車運転免許取

得助成事業利用申請確認書又は自動車改造助成事業 利用申請確認書を添えて行うものとする。

(支給の決定)

第27条 市長は、生活支援費用の支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対し生活支援費用の支給の決定を行い、その旨を当該申請者に通知し、生活支援費用の支給を行うことが不適切であると認めるときは、申請者に対し不支給の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の申請に対する決定は、当該申請のあった日から45日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る障害者等の状況の調査に日時を要する等特別の理由がある場合には、当該申請のあった日から45日以内に、当該障害者等に対し、当該申請に対する決定をするためになお要する期間及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(生活支援費用)

第28条 生活支援費用の額は、地域生活支援事業の種類ごとに別表第3に定める額とする。

第5章 その他地域生活支援事業

(その他地域生活支援事業)

第29条 理解促進・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業、手話通訳設置事業、意思疎通支援者養成研修事業、宿泊訓練事業、自立促進等事業、ろうあ相談室設置事業、小規模通所施設支援事業、レクリエーション活動等支援事業、文化芸術活動振興事業、点字・声の広報等発行事業、知的障害者・障害児社会参加助成事業、リフトバス利用者助成事業、就業・就労支援事業を、その他地域生活支援事業と総称するものとする。

(手話通訳設置委託料)

第30条 市長は、委託により手話通訳設置事業を行った事業所に対して、手話通訳を設置した時間1時間につき千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の委託料を支払うものとする。

(職親委託料)

第31条 市長は、知的障害者職親委託事業を行ったサービス事業所に対して、預けた知的障害者1人当たり1月につき3万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の委託料を支払うものとする。

(その他地域生活支援事業の委託料等)

第32条 その他地域生活支援事業を行った事業所等及び市内の民間社会福祉施設に対して助成する額(前2条に規定するものを除く。)は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(補則)

第33条 この要綱の規定による申請書の様式その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 姫路市重度身体障害者(児)日常生活用具給付実施要綱(平成8年4月1日制定)
- (2) 姫路市要約筆記者派遣事業実施要綱(平成10年4月1日制定)
- (3) 姫路市手話奉仕員養成事業実施要綱(平成12年4月1日制定)
- (4) 姫路市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱(平成12年5月1日制定)
- (5) 姫路市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(平成15年4月1日制定)
- (6) 姫路市障害児タイムケア事業実施要綱(平成17年5月10日制定)

(地域生活支援給付事業に係る所得の算定の特例)

3 当分の間、第12条第3項第2号イの規定の適用については、同号イ中「地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下

同じ。)の額」とあるのは、「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して計算し、地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条第11号の改正規定（同条同号イに係る部分に限る。）及び第32条に1項を加える改正規定は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、第12条第4項第4号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項並びに別表第3第7注4の改正規定は、制定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱第3条、第7条、第10条、第12条、第13条の2及び第19条の規定は、平成24年4月1日以後に行われる事業に係る地域生活支援事業給付費の申請、決定等に適用し、同日前に行われた事業に係る地域生活支援事業給付費の申請、決定等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱第23条第2号の規定は、平成24年7月1日以後に行う公示について適用する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第9号に規定する更生訓練費に係る支給の決定を受けている者（以下「支給決定者」という。）の当該決定に係る更生訓練費の給付については、当該支給決定者が法第19条第1項の規定による就労移行支援若しくは自立訓練の支給決定を受けている期間及び身体障害者福祉法第18条第2項の規定による更生訓練を受けている期間に限り、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（姫路市知的障害者職親委託事業実施要綱の一部改正）
- 2 姫路市知的障害者職親委託事業実施要綱（平成18年9月29日制定）の一部を次のように改正する。
第1条中「第3条第10号」を「第3条第13号ア」に改める。

(姫路市知的障害者宿泊訓練事業助成金交付要綱の一部改正)

- 3 姫路市知的障害者宿泊訓練事業助成金交付要綱(平成20年10月1日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第11号イ」を「第3条第11号エ」に改める。

(姫路市障害者家族等支援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 4 姫路市障害者家族等支援事業補助金交付要綱(平成21年4月21日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第11号カ」を「第3条第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(姫路市手話奉仕員派遣事業実施要領の廃止)
- 2 姫路市手話奉仕員派遣事業実施要領(昭和52年2月1日制定)は、廃止する。
(姫路市知的障害者職親委託事業実施要綱の一部改正)
- 3 姫路市知的障害者職親委託事業実施要綱(平成18年9月29日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第13号ア」を「第3条第14号ア」に改める。

(申請等に関する経過措置)

- 4 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱第7条、第10条、第14条、第19条、第20条及び第24条の規定は、平成26年4月1日以後に行われる事業に係る申請等に適用し、同日前に行われた事業に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(高額地域サービス費の適用)
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱第13条の2の規定は、平成27年1月分以後の高額地域サービス費の支給に適用し

、同月分より前の高額地域サービス費の支給については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱第14条第2項第4号及び第22条第9号(第14条第2項第4号ケ、コ及びサに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する法律の規定により罰金の刑に処せられた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する法律若しくはこれらの規定に規定する法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱の規定は、平成28年1月1日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた申請等については、なお従前の例による。